

商工業者事業資金

多気町

利子補給補助金 の ご案内

事業資金の「利子」を最大20万円補助します！

○対象となる方

以下をすべて満たす方が対象です。

- ①主たる事業所及び営業所を町内に有し、または設置しようとする事業者
- ②令和8年4月1日以降に交付対象資金の融資を受け、当該融資に係る返済を遅滞なく行い、かつ、町税を滞納していない者
- ③創業・再挑戦アシスト資金及び新企業育成資金においては、令和3年4月1日以降で、創業前もしくは創業後1年以内に融資を受けた者

○補助の内容

- ・ 補助金額 : 支払った利子の実費(延滞利子は除く)
- ・ 限度額 : 最大 200,000円
- ・ 対象期間 : 最初の返済月から起算して1年間
- ・ 利用回数 : 1年度につき1つの融資、1回限り

○申請に必要な書類

申請時には以下の書類をご用意ください。

- ① 町税に係る納税証明書
- ② 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又は融資証明書(融資内容が明記されたもの)
- ③ 償還予定(計画)の写し
- ④ 償還状況を証明する書類(金融機関発行の償還証明書または通帳のコピー)
- ⑤ その他町長が認める書類

○対象となる融資

■ 三重県中小企業融資制度

- ・ 小規模事業資金
- ・ みえ経営向上支援資金
- ・ 創業・再挑戦アシスト資金

■ 日本政策金融公庫融資制度

- ・ 小規模事業者経営改善資金
- ・ 生活衛生関係営業経営改善資金
- ・ 新規開業・スタートアップ支援資金
- ・ 再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)
- ・ 新事業活動促進資金
- ・ 経営環境変化対応資金

- ・ 以下の融資は対象外となります。
(1) 借入期間1年未満の融資 (2) 直前の融資を2分の1以上返済していない借換融資
- ・ 虚偽の申請等があった場合は、補助金の返還を求める場合があります。